

四神会会則

第 1 章 総 則

(H2 1 / 1 1 / 15)

第 1 条 (名称)

本会は四神会と称する。

第 2 条 (本部)

本会は主たる事務所を東京都千代田区一ツ橋 2 丁目 1 番 1 号如水会館に、従たる事務所を埼玉県戸田市戸田公園 5 番地 3 8 号に置き、支部を便宜の地に置く。

第 3 条 (目的)

本会は国立大学法人一橋大学（以下、一橋大学と称す）端艇部の活動を支援するとともに、如水会及び一橋大学との緊密な関係を維持し、会員相互の親睦を図り、国内外の漕艇界へ貢献することを目的とする。

第 4 条 (事業)

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 一橋大学端艇部の諸活動、並びにクラスチャンレースその他の一橋大学主催行事に対する物心両面からの後援及び緊密な相互連絡
- (2) 一橋大学端艇部資金の援助並びにこれに必要な寄付金の募集
- (3) 漕法、練習法、用艇その他の総合研究、並びに端艇部との知識及び意見の交換
- (4) 会員の漕艇、競漕、観漕、その他の諸行事への便宜供与
- (5) 関係団体への加入及び役員への派遣、並びに対外競漕への参加
- (6) その他業務遂行上必要と認められる事項

第 2 章 会 員

第 5 条 (会員資格)

本会は一橋大学及びその前身校の出身者で、本会の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た者をもって組織する。但し、一橋大学及び前身校の出身者以外でも、本学と特別な関係にある者を理事会の決議を経て、客員とすることができる。客員にはこの会則に定める会費、役員、総会に関する各条項を適用しない。

第 6 条 (会費)

会員は、別に理事会が定める会費を定められた方法で納付する。

第 7 条 (退会)

本会を退会しようとする者は理事会に申し出てその承認を受けるものとする。但し、理事会は申出者の所属する同期会の意向を確認し尊重するものとする。

第 8 条 (除名)

会員にして総会の決議に違反し又は本会の体面を毀損する行為があった者は理事会の決議により除名することができる。

第 3 章 役 員

第 9 条 (役員構成)

本会に次の役員を置く。

会 長 1 名、 副会長 2 名以内、理事長 1 名、 副理事長 若干名、
年度理事 3 7 名 (内常務理事 9 名)、特別理事 若干名、 監 事 3 名。
理事会の推薦がある場合、総会の決議を経て、名誉会長を置くことができる。
名誉会長は理事会メンバーではないが、理事会に出席できる。任期は会長と同じ 3 年とし、再任を妨げない。但し、その任期は 6 年を越えないものとする。
なお、常務理事については別途細則にて定める。

第 10 条 (選出方法)

役員は総会において会員から選出する。但し、年度理事は一橋大学卒業 1 年目より 3 7 年目迄の選出時 6 0 歳未満の会員から各年次を代表して各 1 名、計 3 7 名を選出する。なお、総会後の 4

月に誕生する新四神会員は可及的速やかに同期内の互選により年度理事を選出し、四神会理事長に届け出るものとし、届け出日以降、理事に就任するものとする。この結果、届け出日以降、年度理事は計38名とする。また、特別理事として端艇部顧問教官、総監督・監督又はヘッドコーチ、如水会理事、日本ボート協会役員、委員会委員長、及びHCS会長を、年令を問わず理事に選出することがある。監事は会員から選出する。

第11条（任期）

会長及び副会長の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、その任期は6年を越えないものとする。理事（「年度理事及び特別理事」という。以下同じ）、常務理事・監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

理事長及び副理事長の任期は3年とするが、以後、毎年再任審議し、6年を越えないものとする。なお、任期中に満60歳に達した年度理事は、その後に到来する通常総会の日をもって年度理事を退任する。

役員に欠員を生じた場合（転勤等で職務継続が困難となった場合を含む）に補欠として就任する場合は、理事会の承認とその後到来する通常総会での報告を必要とし、その任期は前任者の残存期間とする。

役員任期満了の場合に後任者就任までは、なお、その職務を行う。

役員に欠員が生じた場合でも会務に支障が生じない限り、次回の総会まで補欠選出を延期する事が出来る。

第12条（会長）

会長は本会を代表し、内外の会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。会長、副会長は理事会に出席する。

第13条（理事長）

理事長は会長を補佐し会務を処理する。理事長事故ある時は副理事長がこれを代理する。

第14条の一（理事会）

理事は理事会を構成し、総会に付議すべき事項その他の重要な会務を審議し、総会決議事項及び通常業務を執行する。

理事会は3か月に1回開催する。理事会は定員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数を以てこれを決する。出席不能の理事は、委任状を提出するものとし、また書面により意見を提出することができる。委任状は定足数及び表決に算入する。

第14条の二（常務理事会）

別途、細則に定める常務理事会は理事会に付議すべき事項その他重要な会務を審議し、総会決議事項及び通常業務を執行する。

第15条（委員会と部会）

理事会の補助機関として、理事会承認のもとに各種委員会を置く。

委員会の委員長は、理事長が年令を問わず会員の中から委嘱する。

委員長は理事長と協議の上、年齢を問わず会員の中から委員を委嘱するが、委員会では必ず1名以上の理事をメンバーとする。

理事長は各委員会の分掌業務について、各委員長の自主性を尊重しつつ常時これを調整し、通常総会において報告しなければならない。

2 各委員会は、必要に応じ理事会の承認を得て委員会に特定分野の業務を担当する部会をおくことが出来る。部会の長は、委員長が認めるときは理事会または常務理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第16条（実務の依頼）

理事長は会の実務を処理するため必要な場合は、一橋大学端艇部に実務を依頼することができる。

第17条（監事）

監事は会計全般を監督する。

監事は総会に提出すべき会計書類を監査し、その結果を総会に報告する事を要する。

監事は理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第18条（顧問会）

本会は60歳以上の会員をもって構成する顧問会を置く。顧問は理事会が推挙し会長が委嘱する。本顧問会は会長が招集し、原則として3ヶ月に一度開催する。顧問会には顧問の他、名誉会長、

会長、副会長、理事長、副理事長が出席する。各委員長は会長から要請があった場合、出席する。出席役員は四神会会務の処理状況を報告し、顧問の意見を聞き、可及的速やかに会務に反映させるべく努力する。顧問の任期は一年とし、再委嘱を妨げない。

第 4 章 会 員 総 会

第 19 条（開催期日）

本会の通常総会は毎年 11 月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第 20 条（招集方法）

総会は 10 日以上前に会議の目的を示した書面、ファックス、Eメール等のいずれかの方法をもって会長がこれを招集する。

但し国外在住の会員に対しては招集を省略することができる。

この通知は如水会報に掲載しこれに代えることができる。

第 21 条（承認事項）

次の事項はこれを通常総会に提出してその承認を受ける事を要する。

- (1) 前年度活動報告書
- (2) 前年度収支決算書
- (3) 前年度財務報告
- (4) 当年度活動計画書
- (5) 当年度収支予算書

第 22 条（理事会の決議代行）

理事会において緊急を要するためその他やむを得ない事情により総会招集困難と認めた時は、

第 24 条但し書きの場合を除き、理事会の決議を以て総会決議に代えることができる。

前項の決議は、次回の総会において承認を得ることを要する。

第 23 条（議案）

総会に提出すべき議案は理事会の決議によってこれを定める。

第 24 条（決議）

総会の決議は出席会員の過半数を以てこれを為す。可否同数の時は議長がこれを決する。

但し、会則変更の決議は会員の 30 分の 1 以上出席した総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を以てこれを為すことを要する。会員より委任状を提出された場合はこれを定足数及び表決に算入する。

第 25 条（議長）

総会の議長は会長がこれに当たる。会長事故ある時は副会長、理事長、副理事長の順序によりこれを代理する。

第 5 章 資 産 及 び 会 計

第 26 条（資産）

本会の資産は会員の会費、寄付金その他の収入から成る。

第 27 条（資産の処分）

重要な財産を処分し又は予算外の支出を為すには理事会の議決を経ることを要する。

第 28 条（会計年度）

本会の会計年度は 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

付 則

会務の処理に必要な細則は別にこれを定める。

本会則は会員総会において議決された日からこれを施行する。

以上

平成 7 年 12 月 10 日	改正（理事定年制、顧問会新設に伴う一部改正）
平成 11 年 11 月 22 日	改正（常務理事、常務理事会創設に伴う一部改正）
平成 12 年 11 月 27 日	改正（名誉会長職の新設、常務理事の増員に伴う一部改正）
平成 16 年 11 月 13 日	改正（一部見直し）

平成18年3月28日	改正（目的、選出方法、部会等）
平成18年11月18日	改正（選出方法、召集方法）
平成19年11月17日	改正（理事会、決議）
平成21年11月15日	改正審議（選出方法、任期、承認事項）

常務理事会 細則

会則第9条及び第14条の2に基づき、常務理事会の細則を次の通り定める。

第1条（目的）

総会及び理事会を補完し、全年代の意見を会務に機動的に反映させることを目的とする。

第2条（構成メンバー）

会長、副会長2名以内、理事長、副理事長若干名、常務理事9名、委員会委員長、如水会理事の内1名、総監督、監督またはヘッドコーチ1名、HCS各会長3名、日本ボート協会役員1名とし、理事会で承認する。

第3条（選出方法）

常務理事は、卒業後1～6年及び7～12年の年度理事各6名から2名ずつ、それ以前5年毎の年代のブロックから各1名、夫々の年代ブロックの理事の互選により選出し、理事会で承認する。なお、常務理事は通常総会後にブロックごとの理事の互選で決定し、次ぎの理事会で承認する。期間中に常務理事の交代がある場合は後任者が常務理事を引き継ぎ、次ぎの理事会で追認手続きをとる。

第4条（任期）

常務理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条（兼務の制限）

常務理事は、会長、副会長、理事長、副理事長、如水会理事、HCS会長を兼ねないこととする。

第6条（審議事項）

年度の活動方針、規約の改正、予算・決算、重要な財産の取得・処分、重要な取り引き、人事・組織の変更等理事会に付議すべき事項、並びにその他緊急に処理する必要のある事項。

各委員会の活動報告の聴取と提言。一橋大学端艇部の活動報告の聴取と端艇部への指導支援。

第7条（定足数と決議）

委任状を含む構成メンバーの3分の2をもって定足数とし、決議事項は出席表決権者の過半数の賛成をもって成立する。

第8条（開催頻度）

原則として毎月1回の定期開催とするが、緊急かつ重要な案件が発生した場合、臨時に開催することができる。議長は理事長が当たるが、理事長不在の場合、副理事長が代行することができる。

第9条（代理出席）

常務理事は同一年代ブロックの年度理事を代理出席させることができる。会長、副会長、理事長、副理事長並びに端艇部部長補佐を除く他の構成メンバーも、予め決められた2名以内の代理人の中から1名を代理出席させることができる。代理人は表決権を有することとする。万一、代理人も出席できない場合には、委任状を提出するものとし、また書面等で意見を提出することができる。なお、常務理事会に顧問教官（端艇部長等）、端艇部員等の出席を求めることができる。但し、その出席者は決議事項の表決には加われないこととする。

以上

平成11年11月22日	制定
平成12年11月27日	改正（常務理事の増員に伴う一部改正）
平成14年11月19日	改正（常務理事会の構成と増員に伴う一部改正）
平成16年11月13日	改正（一部見直し）
平成18年3月28日	改正（構成メンバー、代理出席）
平成18年11月18日	改正（構成メンバー、選出方法）
平成21年11月15日	改正（任期）